

一般社団法人埼玉県作業療法士会
年会費未納者の再入会に関する規程

2022年3月20日

(趣旨)

第1条 この規定は一般社団法人埼玉県作業療法士会の正会員の特例として定款第8条第2項第5号に基づく会員資格喪失に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会費未納で任意退会した者の再入会)

第2条 定款第8条第1号により任意退会した者が再入会しようとするときの手続きは次のとおりとする。

- (1) 過去において支払われなかった会費がある場合には同等の額を再入会手数料として支払う。
- (2) 定款第6条第1項に規定する入会の手続きを行う。
- (3) 会費等に関する規程第2条第1項に規定する当年度の会費を支払う。

(会員資格を喪失した者の再入会)

第3条 定款第8条第2号第5項により会員資格を喪失した者が再入会しようとするときの手続きは次のとおりとする。

- (1) 過去において支払われなかった会費と同等の額を再入会手数料として支払う。
- (2) 定款第6条第1項に規定する入会の手続きを行う。
- (3) 会費等に関する規程第2条第1項に規定する当年度の会費を支払う。

2 前項の規定にかかわらず、会員資格を喪失した年度に連続する次年度の4月1日から5月31日までの間に前項の第1号と第3号を実行した場合には、再入会手続きの特例として第2号を免除し、且つ会員の付帯情報の無効化を行わない。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附則

この規程は、2022年3月20日から施行する。